

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製すること**や、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信すること**は、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料
として印刷・配布



権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第2項）

**遠隔合同授業等
のための公衆送信**



対面授業で使用した資料や講義映像を
遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信

同時中継 遠隔地の会場

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし（許諾を得て利用）

⇒**無許諾・有償（補償金）**に

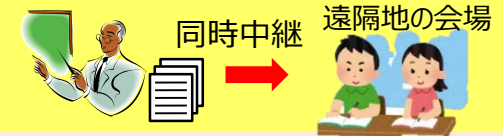
対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継 遠隔地の会場

検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施（外国調査等）。
- 平成27～28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。
⇒**検討の結果、その他の公衆送信を新たに権利制限規定の対象に追加（一定の補償金の支払いが条件）。**

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」について

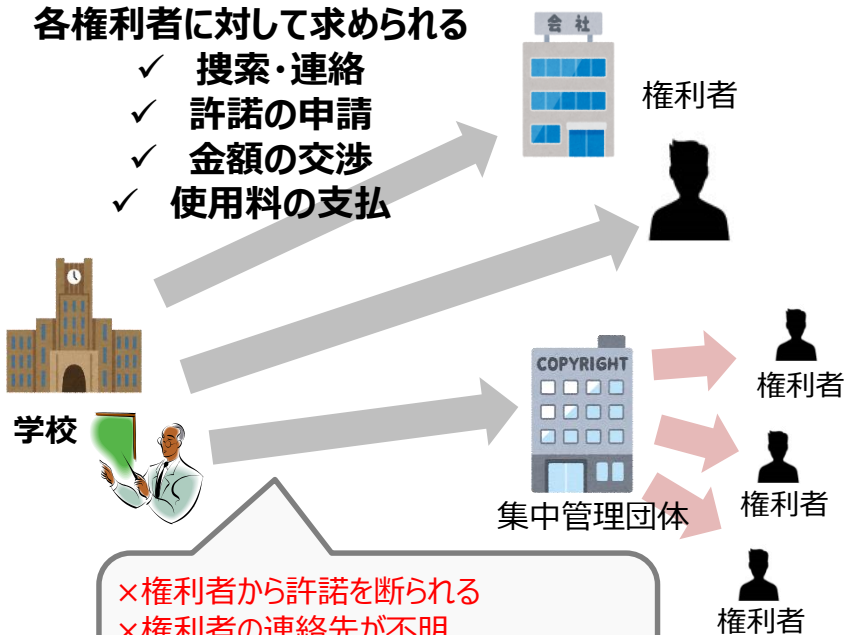
学校等の授業の過程における、**遠隔合同授業等以外の公衆送信**により著作物を利用する場合

改正前

著作物毎に、利用の都度許諾を得ること
対価を支払うことが必要

各権利者に対して求められる

- ✓ 検索・連絡
- ✓ 許諾の申請
- ✓ 金額の交渉
- ✓ 使用料の支払



- × 権利者から許諾を断られる
- × 権利者の連絡先が不明
- × 集中管理されていない権利者が多い
- × 手続きが煩雑で授業に間に合わない

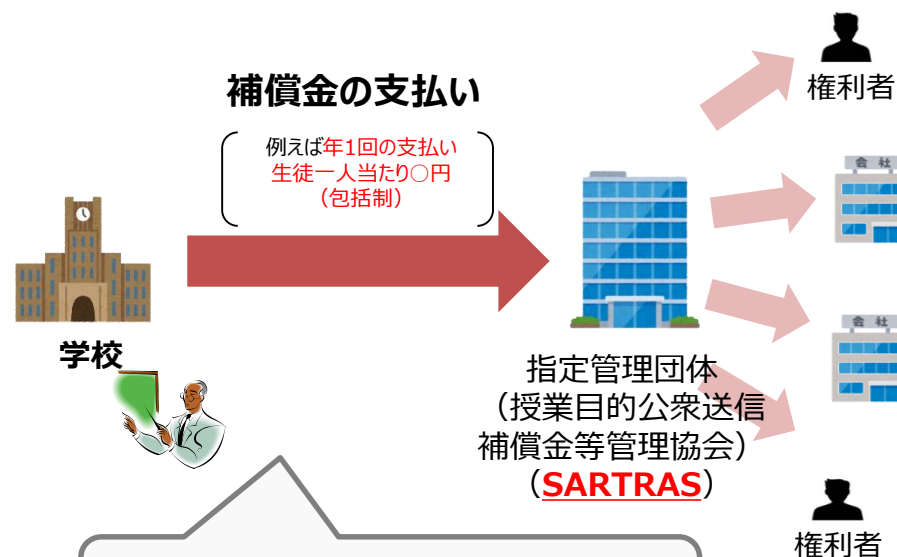
改正後

権利制限により、ワンストップの窓口にて
一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。

補償金の支払い

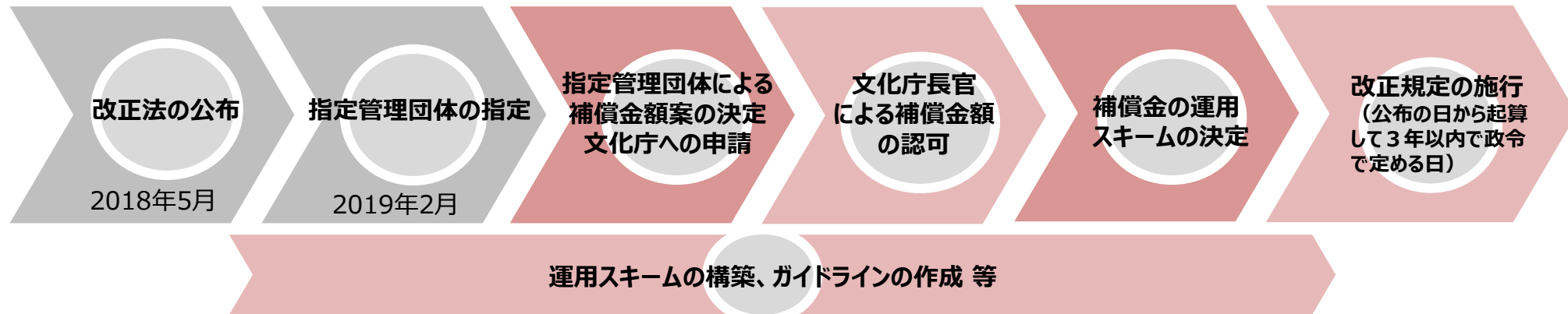
例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制)



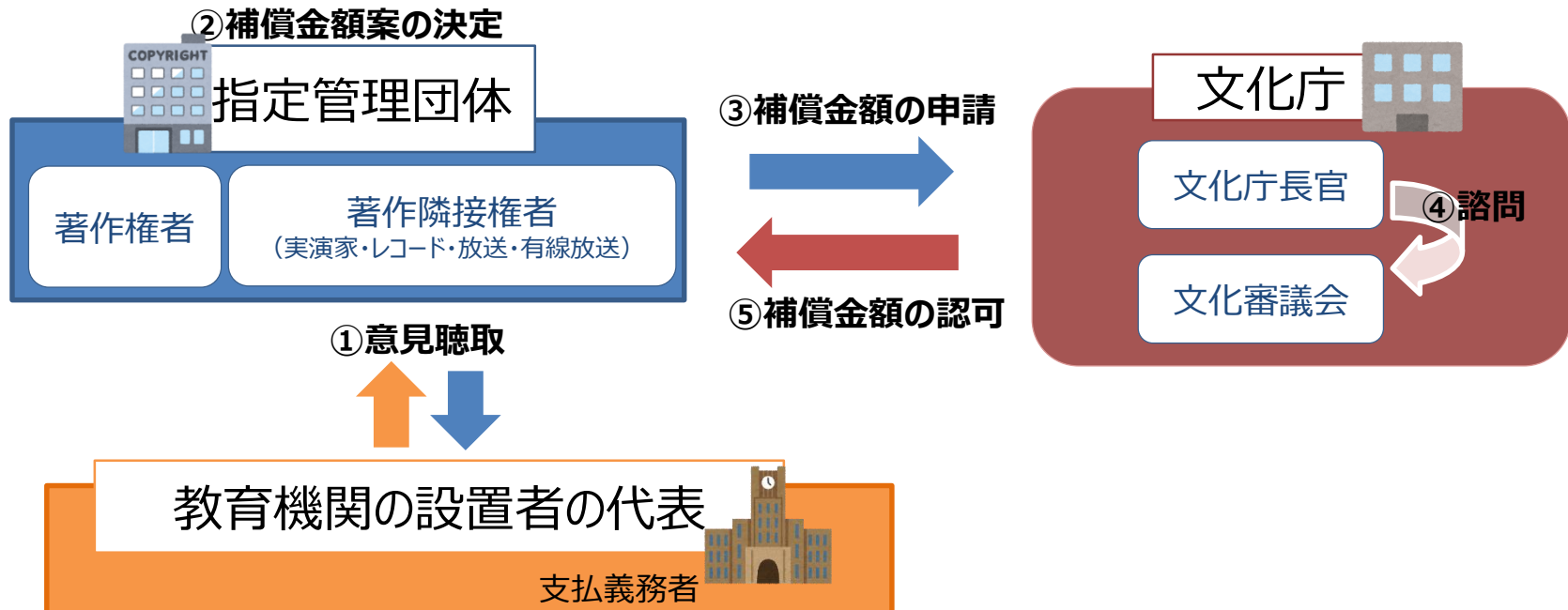
- 権利者に許諾なく自由に利用可能
- 簡便かつ迅速な手続きで利用可能

授業目的公衆送信補償金制度開始までの流れ

制度開始（施行）までのプロセス



補償金額の決定プロセス



指定管理団体について

授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できることが予定されている（第104条の12）。

➔ 平成31年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

（同協会は、教育分野に係る権利者団体39団体により平成28年9月に設立された「教育利用に関する著作権等管理協議会」を母体とし、平成31年1月22日に設立された。なお、「教育利用に関する著作権等管理協議会」は、文化審議会著作権分科会において、著作権法第35条の権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合に、補償金の徴収分配の受皿となる団体を設立して必要な準備に当たる旨の方針を表明していた。）

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Public Transmission for School Lessons

略称：**SARTRAS（サートラス）**

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受け取る権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受け取る権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧

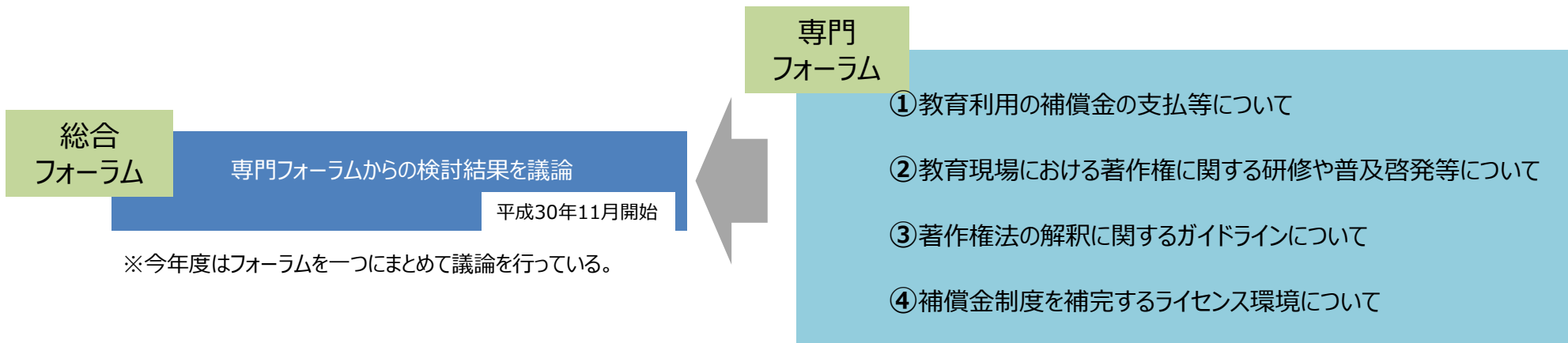
（令和2年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版者会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。

昨年度より①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされ、今年度は③を中心に議論が進められている。（令和2年2月19日までに計7回開催）



（構成団体・構成員例）

利用者側
（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会
- その他 有識者 関係団体 等

権利者側

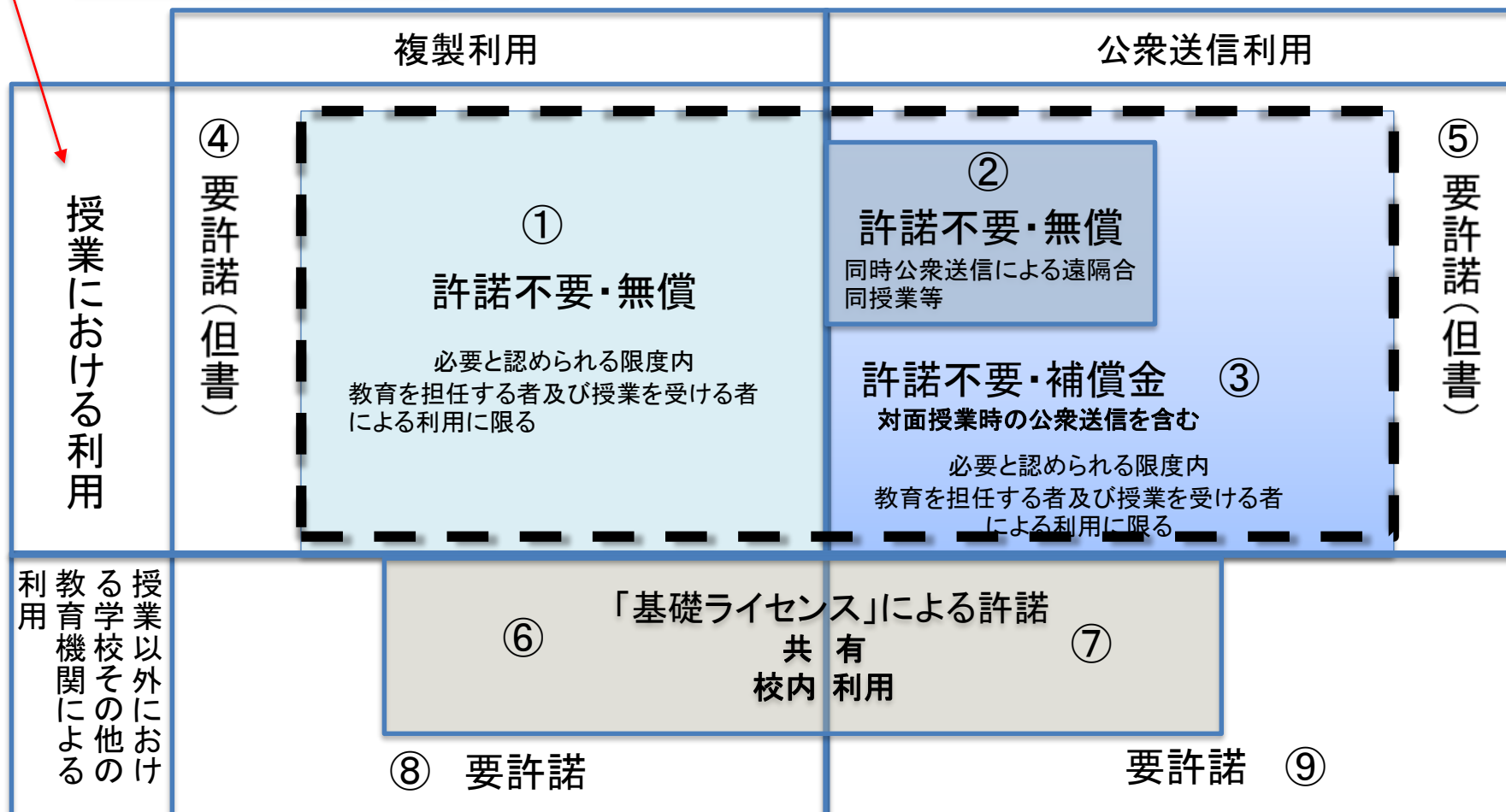
- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

著作権法の解釈に関するガイドライン（運用指針）について

※この図は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの場で検討中のため、今後修正される可能性があります。

改正著作権法35条

教育機関における利用と権利制限・補償金との関係整理



※ただし、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もあります。

(参考) 著作権制度の概要

著作物とは

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

【例】小説、論文、音楽、映画、写真、
絵画、アニメ、ゲーム、マンガ等



著作者の権利について

著作物を創作した者（著作者）が著作物を創作した時点で自動的に付与され、登録等を要しない（無方式主義）

著作者人格権

著作者の人格的利益を守る権利

→他人の著作物を公表したり改変するためには、著作者の許諾が必要

著作権（財産権）

著作物を無断で利用されない権利

→他人の著作物を利用するためには、原則として、著作権者の許諾が必要

(参考) 著作権制度の概要

著作物を利用する場合

原則として許諾を得る必要がある

他人の作品をコピーすること、インターネットを利用して多数の者に送信することなど、原則として著作権者の許諾が必要

著作権者の許諾が不要な場合

以下のような場合には著作権者の許諾を得ることなく著作物の利用が可能

- 例外規定に該当する利用の場合（例：学校等の授業のための複製、私的使用のための複製）
- 著作物の保護期間（原則として著作者の死後70年まで）を経過した著作物の利用の場合
- 著作権の対象となっていない行為（視聴等）を行う場合（例：本を読む、音楽を聴く）

著作権を侵害した場合

損害賠償請求や差止請求、刑事罰の対象となる可能性

著作権に関する情報、講習会

文化庁サイト <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>

講習会 教職員著作権講習会（年2回）、著作権セミナー（共催県で開催）

パンフレット等

学校における教育活動と著作権 (http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf)

学校における場面对応型指導事例集「著作権教育5分間の使い方」

(<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/index.html>)